

岐阜県とイオン株式会社との連携に関する包括提携協定(案)

岐阜県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、岐阜県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関すること。
- (2) 県産品・農産物の販売促進に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 災害対策、防災、防犯、交通安全に関すること。
- (5) 健康福祉及び食育に関すること。
- (6) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (7) 環境対策に関すること
- (8) 農山村振興及び森林づくりに関すること。
- (9) 教育・文化に関すること。
- (10) 県政情報 PR に関すること。
- (11) ぎふ清流国体・ぎふ清流大会に関すること。
- (12) その他地域の活性化及び県民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成22年 11月 4日

甲：岐 阜 県
代表者 岐 阜 県 知 事 古 田 肇(自署)

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡 田 元 也(自署)